



全老健第 26-365 号

平成 26 年 12 月 24 日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会

会長 東 憲 太郎



老健施設の利用者へのサービスの質を確保し、介護従事者の処遇改善が可能になるような介護報酬改定の要望書

去る 6 月 20 日に、「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が参議院本会議において全会一致で可決、成立致しました。これは「政府は財源を含めて人材確保や処遇改善につながる施策を講じる」との国家としての明確な意思表示であると考えられます。

ところが、財務省は去る 10 月 8 日に「介護報酬の 6%カット」との方針を打ち出し、我々は一貫性のない国の方針に当惑するばかりです。

平成 24 年度の介護報酬の実質マイナス改定、そして今回の「6%カット」が実現されることになれば、利用者へのサービスの質の確保どころか、介護従事者の人材確保、キャリアアップや処遇改善も不可能となります。

また、介護老人保健施設では、介護保険施行後、介護報酬改定のたびに収入は減少しており、平成 26 年介護事業経営実態調査によれば、全体の収支差率は 5.6%まで低下し、借入金の返済もままならない事態となっております。また、医療法人立の介護老人保健施設においては、1 施設あたりの内部留保の額は約 1,370 万円であり、設備の更新や建物の改修が出来ない状況です。

上記のような介護老人保健施設の経営状況の実態を勘案し、利用者へのサービスの質を確保し、介護従事者の生活が保障できる給与体系が可能になるよう、来年の介護報酬の改定につきましては特段のご配慮を賜りますよう、ここに全国の介護老人保健施設関係者等で取りまとめました 1,425,391 筆の署名を添えてお願い申し上げます。

以上